

● 草の根パートナー型

2015年度第1回 採択内定案件

<b>I. 提案事業の概要</b>	
1. 対象国名	ミャンマー連邦共和国
2. 事業名	貧困地域における労働集約型簡易舗装工事の持続的な自立実施支援事業
3. 事業の背景と必要性	サイクロン・ナルギスの被災地であり、低所得者地域であるエーヤワディ・デルタ地域で実施された、草の根技術協力（支援型）「労働集約型簡易道路整備に関する人的資源開発事業」では、日本人技術者の指導の下、試験舗装によるOn-the-Job Trainingに地域住民延べ557人・日を動員したほか、初めてミャンマー語による労働集約型簡易アスファルト舗装の技術マニュアルが作成されるなど、技術の定着に向けて大きな成果をあげた。 しかしながら、支援型での試験舗装は延長100mの1回にすぎず、日本人技術者の指導無しに自立的に技術が普及して行くという段階までには至っていない。また、石油輸入国のミャンマーでは、さらに低コストの簡易セメント舗装の技術移転の必要性が日緬双方の技術者から指摘されている。また、支援型では日本道路協会のベテラン技術者が正式に協力したことから、ミャンマー側カウンターパートの日本の技術力および技術協力に対する信頼は揺るぎないものとなった。 以上の背景を踏まえると、マニュアルをさらに充実させるとともに、支援型により確立した技術がミャンマーにおいて自立的に普及していくことを支援する必要がある。
4. プロジェクト目標	エーヤワディ・デルタ地域でのアスファルト及びコンクリート労働集約型簡易舗装工法の確立と舗装技術を自立的かつ継続的に普及できる人材の育成
5. 対象地域	エーヤワディ・デルタ地域及びその他の貧困地域
6. 受益者層（ターゲットグループ）	行政関係者、貧困地域における地元住民の作業員、公共事業庁道路舗装技術者、現場施工技能者、施工機械オペレーター
7. 生み出すべきアウトプット及び活動	1) 簡易セメント舗装技術マニュアルの整備と既存の簡易アスファルト舗装技術マニュアルの改善 1-1) 日本及びミャンマーに専門家又は技術マニュアルに基づく事業実施を担保できる者で構成するプロジェクト技術委員会を設置 1-2) 日緬合同技術委員会をプロジェクト完了までに計4回開催し、技術マニュアルを議論、決定 1-3) 日本側の知見を又は既存マニュアルを基に試験施工結果やミャンマー政府の意見を踏まえた技術マニュアルの整備・改善 2) 試験工事のOJTによる人材（行政関係者、現場技術者、地元住民の作業員等）の育成 2-1) 試験工事の実施内容について、日緬両技術委員会で決定 2-2) 日本側技術委員会委員代表による試験工事箇所、材料、機材の確認 2-3) 試験工事の実施及び工事内容の記録 3) 労働集約型簡易舗装技術を自立的かつ継続的に普及してゆくための教材作成 3-1) 技術マニュアル普及のため、試験工事内容や解説書を含む教材の作成 3-2) 教材を使用した技術指導専門家を育成するセミナー、ワークショップの開催 3-3) ミャンマー政府が技術指導専門家育成課程を設置、運営することを合意、確認
8. 実施期間	（西暦）2016年4月～2021年3月（5年）
9. 事業費概算額	24,000千円
10. 事業の実施体制	基本的には、日本側は日本道路協会と設立した合同委員会（18名）に若干の補充を行い対応する。また草の根支援型と同様、日緬合同委員会による総合管理のもとに、技術面では公共事業庁道路研究所（RRL）との共同作業とし、現場での試験施工は道路建設ユニット6と協力して実施する。すべてこれまで問題なく良好な成果を上げている方式を踏襲して行う。
<b>II. 応募団体の概要</b>	
1. 団体名	認定NPO法人 国際インフラパートナーズ
2. 活動内容	ミャンマーの道路・橋梁部門の技術協力を行っている（JICA草の根支援型事業協力など）。ミャンマー公共事業庁、ミャンマー工学会等をカウンターパートとして活動している。